

明治種痘の研究

——補完する種痘積善社と対立する種痘勸善社——

松村 紀明

帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科/順天堂大学医学部医史学研究室

受付：令和2年9月26日/受理：令和2年11月30日

要旨：明治3年の種痘館規則では、種痘の資格と施術場所について政府が管理する方針が示されているのに対し、明治4年の種痘局規則などでは、資格は伝習も可とし、種痘の実施まで医師の自宅で行うことを認めるという方針転換をしている。本稿では、難波立愿（経直）や大野松斎といった在野の医師側の関連資料を掘り起し、政府の方針転換から派生した彼らによる代表的な在野の種痘医による2つの結社、東京の種痘積善社と岡山の種痘勸善社の活動を比較・検討した。そして、少なくとも明治10年代前半までの時点では、従来からの民間の医師たちによる種痘システムが大きな役割を担っていたことを明らかにした。

キーワード：明治時代の種痘、大野松斎、種痘積善社、難波立愿、種痘勸善社

問題の所在

江戸時代、一部の藩内において医学教育や医療を管理するシステムは存在したが、分権的な徳川幕藩体制下において全国を網羅する医療システムはなく、基本的に医学的知識や技術の伝播そして実際の医療の現場において、主導権を握っていたのは公儀（藩や幕府）ではなく民間の医師たちであろう。特にそれを象徴するのが種痘である。

1849（嘉永2）年、長崎にもたらされた痘苗により牛痘種痘が実施され、短期間のうちに全国へと広まってゆくが、それを支えた主役は公権力というよりも民間の医師たちであった。天然痘という恐ろしい感染症を予防する極めて有用な技術であるが、技術的に高度であり、副作用もあり、痘苗という特殊な医療資源を必要とし、さらにその医療資源は放置しておくとは劣化・枯渇してしまうというやっかいなものが、牛痘種痘である。これの全国展開を支えた主役が民間の医師たちであったのである。

明治維新を迎えると、当然のことながら新政府

はそのようなやっかいな種痘の管理・統制を試みた。関連する法規としては、1870（明治3）年の「大学東校種痘館規則」（以下、種痘館規則）、1871（明治4）年の「東校中ニ種痘局ヲ設ケ規則ヲ定ム」（以下、種痘局規則）、1874（明治7）年の「種痘規則」（以下、明治7年の種痘規則）、1876（明治9）年の「種痘医規則」、1885（明治18）年の「種痘規則」（以下、明治18年の種痘規則）、1909（明治42）年の「種痘法」といった具合である。

一般的に、これらの流れは、自然発生的に構築された民間の医師たちによる前近代的な医療システムから主権国家政府による近代的な医療システムへの移行、と認識されている。すなわち、それまでは公権力によって管理されていなかった医師や医療資源を、中央集権的に管理するシステムへの移行、である。

しかしながら、上記の関連する法規を細かくみると、必ずしもそうは言えないことがわかる。

当初の明治3年の種痘館規則においては、

種痘館ヲ建施行ノ規則ヲ設ケ府藩県随処ニ館ヲ置キ…(中略)…種痘ハ人命ニ関係スルモノナレハ今後必ス東校ニ入学シ芸術成就ノ者ニ非サレハ此法ヲ行フ事ヲ許サス

としているのに対し、明治4年の種痘局規則では、

種痘術免状相受候者ハ自今自宅或ハ他ニ於テ社ヲ結ヒ相当ノ謝儀ヲ受ケ博ク其術ヲ可致施行事自今種痘医ニ有志ノ者ハ免許相受候医家ヘ入門其術伝習ノ上免状可願出事

とし、明治7年の種痘規則でも、

種痘医タランモノハ師家ヨリ其術習熟ノ証書ヲ受ケ履歴書ヲ副ヘテ地方庁ニ願出ヘシ地方庁ニ於テハ検閲ノ上免許状ヲ与ヘ……

としている。

すなわち、明治3年の種痘館規則では、種痘の資格と施術場所について管理する方針が示されているのに対し、明治4年の種痘局規則と明治7年の種痘規則では、資格は伝習も可とし、種痘の実施まで医師の自宅で行うことを認めるとの方針転換をしている。

これは、中央集権的に管理するシステムからその前の自然発生的に構築された前近代的な医療システムへの逆行とも受け取れる方針転換である。

ここにどのような意味があるのかについては、あまり注目されてこなかった。

実際、現場ではどのようなことが起こっていたのであろうか。明治初期の種痘の実際については、深瀬¹⁾などが指摘しているように、それぞれの地域の医師会などが中心になったある程度の先行研究は存在する²⁾。しかしながら、基本的に前述の逆行とも受け取れる政府の方針転換の意味や背景などを汲み取ることはできるものは存在しなかった。

本稿では、まずこれまでほとんど注目されてこなかった難波立愿(2代目立愿・経直。以下、立愿とのみ記す)や大野松齋といった民間の医師側

の関連資料を掘り起こす。そして政府の方針転換から派生した彼らによる代表的な民間の種痘医による2つの結社、東京の種痘積善社と岡山の種痘勸善社の活動を比較しながら、上記の新政府の方針転換の意味・背景を検討するものである。

大学東校種痘館と岡山藩除痘館

日本の医療システムの基礎の整備は、1874(明治7)年の「医制」の公布からというのが通説であるが、種痘についてはそれを遡ること4年、先に見たとおり明治3年3月に種痘館規則が出されている。

東京では、旧幕時代からのお玉が池種痘所などが存在しており、また新政府は明治初年から種痘を進め、加えて一部積極的に種痘の推進政策をとっていた藩も存在したが、さらなる全国的な種痘の展開のため大学東校に種痘館を設置したのである³⁾。

この大学東校種痘館で指導的な立場であったのが大野松齋(1819~1888)である。秋田に生まれ、新宮涼庭や坪井信道に師事した後、浅草三間町で開業し、1849(嘉永2)年には伊東玄朴から痘苗を譲り受け種痘活動を開始し、戊辰戦争の最中松本良順から幕府の医学館の痘苗の保存・継承のあとを託された人物であった⁴⁾。

「續種痘辯疑」⁵⁾には、大野松齋についての次のような記述がみられる。

大野松齋本館世話役久我真道同助拜命診察種痘採漿各四名ヲ置キ見習六名會計長渡邊大助俗務ヲ脩理ス大病院知學事前田眞輔之ヲ總理シ東京府下一般無謝種痘ヲ施ス

大野松齋が種痘館の指導的な立場であり、東京府下で無謝儀の種痘活動を行っていた。

岡山ではどうだったのだろうか。

岡山では種痘館規則の2ヶ月後の5月に岡山藩医学館と除痘館が設立されている。

岡山藩では維新を迎える直前の1867(慶応3)

年から医学館の設立に向けて動き出しており、藩内の医師たちに対してそのあり方についての諮問を行い、その答申書群（岡山藩医学館存意書）も現存している。戊辰戦争の影響もあり、岡山藩医学館が実現のものとなるのは1870（明治3）年5月であるが、実際に医学館が設立されると、除痘館が併設され、タイミング的に考えても、明治3年の種痘館規則があったことは想像に難くない。

実際、同年5月1日から岡山城下の栄町に除痘館が開設され、また同23日には「此度除痘館御開ニ相成候間医業之者一同私ニ種痘相施シ候儀以来不相成候事」との布達が出され藩内の一般の医師たちの種痘施行が禁止された⁶⁾。

岡山藩は、この除痘館で種痘を行い、それ以外の一般医による種痘を禁止する一方で、広大であった藩内遠方の各郡・各村には種痘所を設け医師を派遣するなどして種痘を行わせたのである。

以上、明治3年の種痘館規則に基づく、東京と岡山での種痘の状況を見た。

種痘は施術の方法だけではなく、善感不善感の区別や類似症状などについての見極めが難しく加えて別の感染症をうつすなど副作用もあり、どのような医師でも気軽に実施できるものではないというのが既に共通認識となっており、新政府や岡山藩は管理・統制が必要と考え、大学東校種痘館や岡山藩除痘館でそれを行おうとしたのである。

日本の医療システムが整う以前、1874（明治7）年の「医制」の4年前の大学東校種痘館や岡山藩除痘館は、果たして実効性を伴っていたのであろうか。

東京でのこの種痘管理・統制の実施状況については、既に先行研究によって明らかにされており⁷⁾、実効性を伴っていたようである。

では、岡山はどうか。岡山藩では従来から郡医、御目見得医などの独自の医療システムがあったためであろうか⁸⁾、この種痘統制は岡山でも実効性を伴っていたようである。このことは、在村医側の史料から裏付けられている。

岡山では、緒方洪庵や難波抱節らによって幕末以前から種痘が行われていた。たとえば、邑久郡

の在村医・中島友玄の「種痘諸事留」（中島醫家資料館蔵）をみてみよう。中島家の医療記録には、幕末から明治にかけて在村医たちが個人で種痘を行い、何名かで手を組み種痘館を設立し種痘を実施している様が克明に記録されている⁹⁾。

ところが、明治3年を最後に友玄の種痘の記録が途絶え、代わりに牛窓種痘所付きの藩の種痘医になろうと有力者へ工作活動をしている様などが「種痘諸事留」に書かれている。さらに、友玄は藩から代わった岡山県庁にも自宅の北地村に種痘所を開設するように願い出ている¹⁰⁾。すなわち、除痘館を中心とし明治3年の新政府の種痘館規則と軌を一にする岡山の種痘統制は、藩から県に代わっても実効性を伴っていたと考えられる。

明治4年の種痘局規則と 明治6年の岡山県の布令

ところが、新政府は種痘に対する方針を早々に軌道修正してゆくのである。

既にみた明治4年の種痘局規則に加え、翌1872（明治5）年9月19日の文部省布達第29号には次のようにある。

種痘致施行度医師ハ旧東校へ申出詮議之上免状相渡来候処各府県下ニ於テ右免許相受候医師不少候間自今ハ免許相受候医家ヨリ其術習練之旨弟子之管轄庁へ申出候ハ、地方官限り詮議ヲ遂ケ不都合之次第無之候ハ、施術免許可致事

明治4年の種痘局規則とこの文部省布達第29号によって、資格は伝習も可とし、種痘の実施まで医師の自宅でそれらを行うことを認めることへの方針転換が示されている。これは先にみた「續種痘辯疑」にも書かれている¹¹⁾。

明治四年辛未秋文部卿大木民平殿本省改革ノ際同年九月五日種痘館ヲ廢シ種痘奉職ノ醫官ヲ免ス爾来各衢最寄種痘醫自宅ニ行キ相當ノ謝儀ヲ付與シ種痘ヲ乞フ可キ旨府下一般へ布告シ……

先の種痘館の廃止に伴い松斎も含む奉職者を免

職し、民間の種痘医の自宅での有償での種痘も可であるとしているのである。

これに対して、岡山はどうであったのだろうか。岡山県は翌1873(明治6)年2月に次のような布令を出している¹²⁾。

種痘之義申迄モ無之良法ニ候処其術ノ工拙ヲ不論猥ニ施行ニテハ都テ済生之御趣意ニ相背甚以不濟事ニ付自今如左相心得可申事

- 一 岡山市中ハ病院江相越可受種痘事
- 一 郡中村村ハ毎歳春此病院ヨリ回村之上致施行候間出生之小兒取調戸長ヨリ病院江可申立置尤都合ニ寄リ出生ヨリ百日相立候上岡山病院江連越候義モ妨ナシ
- 一 總而医習練ノ輩右施行之義願出候ハ兼而學科検査ノ上施行免許可致事
- 一 郡中村村種痘謝儀ハ其戸長ヨリ取纏メ病院江可相納事

右ノ通候條區中無曳可觸置候也

明治六年二月 岡山縣権令新莊厚信

また同時に、医学館と除痘館の流れを汲む病院の名義で種痘規則書が出されており、そこには「種痘料金貳朱以上之心得を以て可相納」と書かれている¹³⁾。この岡山の病院における種痘料金については、後で議論する。

ここでは、岡山市内は病院へ来院して、郡・村においては「病院ヨリ回村之上致施行」するのでそこで種痘を受けるように、とされ、また、種痘免許については学科検査を実施する、とされている。これは明治4年の種痘局規則で示された方針転換とは異なるように見え、実際、難波立愿の言によれば岡山県は明治4年の種痘局規則などによる新政府の方針転換を伏せていたようである(このことは後述する)。

先にみた明治4年の種痘局規則と明治5年9月の文部省布達第29号には、管轄庁(それぞれの府県庁)の関与が明記されているので、「地方の裁量範囲内」という解釈の余地もあるかもしれない。

このことを、在村医史料からもう少し詳しく見ていくことにしよう。

「種痘諸事留」からみた 明治6年の岡山県の布令

中島友支の「種痘諸事留」の明治6年の部分には、この布令がどのように実行に移されていたかの記録が記されている。例えば、同年3月に友支は次のように記している。

此度 御改革ニテ種痘医術習練之輩江御免許被仰付候御布令承知仕候 実ニ種痘ハ仁術之妙法ニテ救民第一ノ大効ニ奉存候 私義痘苗渡来之原始ヨリ年々無間断相施申候一兩年ハ病院ヨリ御用ニテ種痘所江出勤術仕候処今年ハ御廃止ニ相成リ謹慎仕申候ル処尚又今般 御免許被仰付冀ハ種痘医員ニ被為加候ハ、実ニ難有奉存候伏而奉懇願候以上

自分は痘苗が伝来して以来種痘をしていたが、一两年は病院の御用を承り種痘所で種痘をしていた。今年はそれがなくなり種痘をしていなかったが、この度の改革で出願すれば免許を受けられるとのことで、実にありがたいことだ、というのである。

さらに翌1874(明治7)年3月の部分には、石部岡山県参事宛に病院への出願検査申請を提出した旨が書かれており、「病院ヨリ三ヶ條問題出ス、左ニ記ス」としてその際の検査の問題(説明論述)も書き留められている。

それによると、「天行痘ノ性・経過及治法」「種痘起因・経過・真假之區別」「変痘」についての説明が求められたようで、友支が提出した解答も併せて記されている。なお、この問題(説明論述)については、岡山県の記録にも全く同様の記載がみられるため、出願者全員に同じ問題が出されていたようである¹⁴⁾。

そしてこの検査の後、仮免状が出され、

是ヲ以テ病院へ帰り候得ハ痘苗ヲ賜り病院社中トして可種旨承り謝義ハ悉く病院へ差送る

と記されている。発行された仮免状を病院に持つ

ていき痘苗を受けとり、病院の社中として種痘をしても構わない旨を通達され、謝儀は全て病院へ送った、というのである。「病院社中トして」という文言に注目したい。

これは、先に見た明治4年の種痘局規則と、明治5年9月の文部省布達第29号とは、明らかに方向性を異にしていると言えるであろう。

種痘局規則と文部省布達に記されている、既に免許を受けた医家の下での習練についても、「種痘諸事留」の明治6~7年の部分では全く言及がないこともその傍証となろう（なお、明治8年の部分には証書や履歴書についての言及があり、以降に友玄が提出した履歴書なども中島家に現存している。このことについては、後述する）。

すなわち、岡山県は政府の方針転換とは異なる立ち位置であり、より中央集権的な管理統制を強めたということなのである。

「種痘ニ関スル醫師ト県官ノ問答」からみた 明治6年の岡山県の布令

ここでさらに、別の文書からも明治6年の岡山県の布令についてみてみよう。

その文書とは岡山県立図書館に所蔵されている「種痘ニ関スル醫師ト県官ノ問答」という標題がついた文書であり、岡山県による明治6年の岡山県の布令について、難波立憲と岡山県の間で行われた、1873（明治6）年9月から翌3月までのやり取り（文書群）の写しである¹⁵⁾。

この文書に記された内容を、順を追ってみてみよう。

まずこの文書の最初は明治6年9月28日付けの嘆願書で、次のようにはじまっている。

謹白本月二十三日學校専務西中属ヨリ病院ハ當御縣廳ヨリ御設ケ置カセラレ候病院ト奉承畏候伏テ惟ルニ國家御仁惠ノ深キヲ体認被爲在管内小兒一人モ漏レザル様病院ヨリ種痘ヲ施シ其厄難ノ救ハシム御盛徳河無量然而其謝金一兒貳朱ト相定メ以上活計ノ厚薄ニ随フト云徂シ区戸長ヲシテ謝金ヲ糾集セシム戸長稍有識見者ハ於病院醫道ハ仁術ト聞ク貧者江向フテ定額ノ金ヲ

責テ不能糾合ト論說辨解スル者有之或ハ村内ニ可播種ノ兒ナシト答フル者有之ト傳承仕是全ク上下之情有所阻隔相通セサルニ由ルナリ

医学館と除痘館の流れを汲む病院での種痘について、1兒2朱と定額を定めていることについての不満が書かれている。そして、

何卒御廳ニ請ヒ奉テ御災ヲ御開カセ賜ヒ病院江不能乞其所遺漏ノ者無謝金ニテ種痘ヲ施行仕リ小兒ノ厄難ヲ救ヒ慈父母ノ心ヲ慰センコトヲ奉懇願候

と、明治3年から続いている病院以外での種痘の禁令を止め無謝金での種痘をさせて欲しい、と嘆願しているのである。

この9月28日の嘆願書だけでなく、先にみた岡山の明治6年2月の「種痘規則書」でも「種痘料金貳朱以上」と明記されている。これは1兩を1円とすると12銭程度になり、また深瀬¹⁶⁾によると他県の初種痘料が10銭~20銭であり、岡山が他県に比べてとりわけ高いわけではなく、また明治6年2月の「種痘規則書」には「活計不如意之向」は申し出るようにと、生活が厳しい者への救済措置も書かれている。

しかしながら、山崎¹⁷⁾によると、「薬一日分米一升」とこの頃は薬一日分約5銭が相場であり、種痘料の割高感是否めない。実際、岡山県は明治11年の布達乙第87号において、種痘料を一兒三銭以下（生活が厳しい者は無料）と大幅な「値下げ」をしているので、岡山の種痘統制のこの点について、医師や人びとの間で不満が高まっていたことは、事実だったのではないだろうか。

「種痘ニ関スル醫師ト県官ノ問答」の次の部分に移ろう。

同じ9月28日付けの次の願書では「去ル辛未十一月種痘御規則及壬申九月十九日再應御免許之義文部省ヨリ御布達之旨」について書かれている。「辛未十一月種痘御規則」とは明治4年の種痘局規則のことであり、「壬申九月十九日再應御

免許之義」とは明治5年9月の文部省布達第29号のことである。これらの布達がでているのだから、

御当縣江モ他府縣御同様文部省ヨリ御達被為在候儀ニ御座候得バ十日(目の誤記か)所祝十手所指御觀察被為成御詮議之上御免許頂戴仕度奉願候已上

と、文部省の示す手続きに則って免許を頂戴したい、と書いている。これに対して、10月4日付け部分で、同日岡山県の中属木畑道夫が、

二月権令新莊ノ布令ヲ示シテ此御布令アルニ因テ辛未十一月壬九月云云ノ事ヲ云ハズ只免状頂戴ノ願書可出ト(因テは因テの誤記、壬九月は壬申九月の誤記と思われる)

と回答したというのである。

ここでいう、「二月権令新莊ノ布令」とは先に書いた明治6年2月の岡山県からの布令のことである。すなわち、明治4年の種痘局規則と明治5年の文部省布達と言及せず、明治6年の岡山県の布令のみを示し「とにかく免許申請の願書を(病院に)出しなさい」というわけである。

新政府の方針と岡山県の方針との間のズレを明確に認識していた立愿にとって、この回答は不誠実極まりないものであった。

是全病院江其利ヲ網スルノ私心ヨリ出ルコトナルベシト風評区區御坐候尤第三條ニ医習練願出候得バ免許可致ト有之候ニ付是迄管内医師願出候者往往有之候得共所謂虚設ニテ於病院テヲサエテ不許之一國ノ医師ハ勿論慈幼者迷惑仕ルノ多キヲ傍觀仕兼九月廿八日建白差上申候鄙情御推憐之程奉希上候 敬白

岡山県の回答に対して、「病院江其利ヲ網スルノ私心ヨリ出ルコトナルベシト風評」さえあるとし、病院への利益誘導ではないかと、激しい言葉を用いて非難している。そして、明治6年2月の県の布令では、先に書いたとおり「総而医術習練

之輩右施行之義願出候ハ、兼而之学科検査之上施行免許可致事」と出願すれば検査の上で免許を出すと書かれているのに、「是迄管内医師願出候者往往有之候得共所謂虚設ニテ於病院テヲサエテ不許之」と、この時点医師で出願している者がいるのに検査による免許システムが「所謂虚設」であり機能していないことを指摘し(先の中島友玄の「種痘諸事留」の免状請求の出願は翌明治7年3月である)、もはや傍觀しかねるので建白書を提出した、というのである。

なお、この文書の後方にも次のような同じ主旨の記述がみられる。

諸縣文部省御布達ニ從フテ免許施行ノ廣キヲ当縣管内之医師見聞シ癸酉(明治6年のこと)春以来病院江申出者多ク候得共虎威ヲ假リシナラン抑ヘテ取揚ゲズ皆切齒シテヤムト風聞承候私傍觀スルニタヘズ遂ニ今日ノ事件ニ立至

「松齋義今非役故證書採用不相成」

この文書に記されている岡山県と立愿のやり取りが興味深いのは、それが一地方内で完結するものではない点である。11月15日付けの部分には次のようにある。

右御免状願書出廳之節官員指揮之通認直シ差出置候其後云云ノ見聞承リ及ビ俄ニ十月十五日発足東上仕元種痘局免状掛大野松齋ヲ見テ求師家證書歸縣仕松齋申聞候義モ御坐候ニ付出廳委曲申述證書ヲ前願書江相添差出置候

どうやら県は立愿の申し入れに直ぐには応じなかったようで、これに焦れた立愿は1873(明治6)年10月15日に東京に上り、「元文部省種痘局免状掛 東京種痘醫 大野松齋」の下で「種痘術習熟」したという証書を差し出し、これによって岡山県に免許を申請するという挙に出たのである。

証書の写しは次の通りである。

大野松齋證書ノ寫 岡山縣士族 難波立愿 右之者私門人ニ而種痘術習熟致候間御縣地ニ於

テ右術善行為仕度依之御廳ヨリ御許可状下賜度
此段奉願候也

元文部省種痘局免状掛 東京 種痘醫
明治六年十月 大野松齋
岡山縣権令新莊厚信殿
岡山縣参事石部誠中殿

大野松齋は先に述べたとおり幕末から明治初頭の東京下の種痘事業において大きな貢献をした種痘医である。この後、1877（明治10）年に民間の種痘医の組織である種痘積善社を設立し自ら施種券を配布し無謝儀で種痘を行うだけでなく、東京府の牛痘施種券を持参した者にも種痘を行うことになる（詳細は後述）。大野松齋は、まさに新政府の明治4年以降の新しい方針に沿い、この頃の日本の種痘事業を体現する人物だった。

このような、政府の種痘政策を体現する人物の証書を差し出すという、立愿の強烈な一手に対して、なんと県庁側は「松齋（原文ママ）義今非役故證書採用不相成」と大野松齋は既に役人ではないことを盾にしてその証書は採用しない、と回答したというのである。立愿はさらに次のように続けている。

此度病院江出頭種痘検査ヲ請可申事ト御書下ケニ相成大野松齋無役之者ニ付證書ニ不相立旨木畑中属殿ヨリ御示談被成候熟考仕候処御当縣下此道種痘御免許状頂戴仕候者一人モ無之私儀初而願上候義ニ御座候于今病院医師御免許状頂戴仕候者一人モ無之其病院江出頭検査ヲ請可申道理更無御坐様奉存候

大野松齋が役人ではないから証書は受け付けられないと（県庁の木畑は）いうが、そもそも岡山県下には（文部省の）種痘免許を持っているものは一人もなく、私が初めて県下での申請者であるのに、免許を持っているものが一人もない病院に出頭検査を申請するということはおかしいではないか、というわけである。

立愿は、大野松齋に援護射撃を求めた。この文書には11月28日付けの大野松齋による文書の写

しも記されている。

大野松齋返書ノ寫
朶雲致拜見候愈御安健被御座奉欣賀候陳者種痘ニ付拙者ヨリ證書差出候処於御縣廳小子非役ニ付御採用相成不申御書面ノ旨逐一致承知候但シ去ル壬申九月中文部省ヨリ 皇國一般御布告以來諸府縣下本省ヨリノ免状無之縣ニ於テ者改而許状難申出次第ニ而小子證書差出御聞濟ニ相成候縣モ多数有之候事ニテ御縣ノミ御採用不被成候段御申越御不公平ニテ無之哉併御縣御官員別段御考モ被為在候御義孰何分右之次第ヲ以御縣江再應御届出被成候得バ御縣下免状頂戴之人モ是迄無之御事故御模様モ相對可申哉ト奉存候此段御答迄如此御座候也

十一月二十八日 大野松齋

他の県では自分（松齋）の出した証書で通用しているのに岡山県のみが不採用なのは不公平ではないか、というわけである。が、なんとこれにも岡山県は応じなかった。

この県庁側の頑なな「大野松齋の証書は受け付けない」という姿勢により、立愿と岡山県との対立は決定的なものとなり、文書後半は認めるか否かの押し問答が繰り返されてゆく。押し問答は病院の位置づけ（民か官か）についても及んでいるが、そのなかで

東馬大喝一聲云縣廳ノ穴ヲ探グリニ來ルヤ 立愿云穴ヲ探クラント欲スルニアラス又不知御廳有穴否御裁判之御旨趣愚昧之僕江貫徹不仕処ヨリ再三御尋申候左様ニ大喝不被成愚昧悟開仕兼候者江ハ一日御論解被成覺悟不致二日三日尚覺悟不致数日後貫徹了解致シ候迄幾重ニモ御教諭被下候事方今御官員ノ御職掌カト奉存候

と、県庁の担当の東馬と立愿のやり取りが感情的なものになっている様も伺える。

「種痘ニ関スル醫師ト県官ノ問答」は1874（明治7）年3月30日で終わっており、この問答がどの

ように決着したのか、この文書からは知ることができない。先に見たとおり中島友玄の「種痘諸事留」には1874(明治7)年3月の病院への出願検査申請の顛末が書かれている。おそらく、立愿が「所謂虚設」と断じていた病院での検査そのものはこの時点では動き出しては、いたようである。

しかし、動き出した病院での検査も既に風前の灯火であった。政府から前述の明治7年の種痘規則が10月に出され、種痘の免許状は種痘医の下で技術を習熟しその証書と履歴書をそれぞれの地方の庁に提出すれば認められることが、さらに明確にされることになる。

立愿の行動に頑強に抵抗した岡山県側も、この文部省の布達には方針転換を余儀なくされた。中島友玄の「種痘諸事留」の1875(明治8)年1月の記録には、つぎのようにある。

種痘之義今年新ニ御布告有之願書并履歴書又種痘習伝之師家證書共指出へきとの義ニ付左之通相認候師家無之ニ付横山元長相頼證書囉受申候處拙家ニハ昨明治七年仮名状頂戴ニ付当年ハ唯書替而已ニ而よろしく別ニ右之願ニハ不及との事ニ而相済申候しかし相認候故茲ニ記置候

今年(明治8年)に県が新たに履歴書と証書を提出するように求める新たな布告を出したとの記述が見られる。なお、友玄については既に前述の通り前年に仮免許状をもらっているのだから、この年は書き換えのみであったようである。

いずれにせよ、岡山県は自らの明治6年の布令を事実上撤回し、履歴書と証書の提出による種痘許可を追認する他なくなったのである。

府を補完する種痘積善社と、 県と対立する救助種痘・種痘勸善社

この後、立愿は独自の種痘活動を開始する。中島家に伝わる「救助種痘普及仕度御願」という明治9年1月18日付けの立愿による岡山県令高崎五六宛の文書の冒頭には次のように書かれている¹⁸⁾。

救助種痘普及仕度御願

私儀種痘御許可以來救助種痘施行仕居候得ドモ兎角施術不廣今後御管内種痘醫ニ乏シキノ地方ニ於テ幼少救助ノ爲養子同姓邦彦ヲシテ出張播種爲仕度奉存候固ヨリ手数料一切謝却(却)不収之専ハラ

また、立愿の著した『種痘伝習録』の附録にも「岡山御廳ニ請フテ救助種痘謝金辭却(却)シ普擴許可ヲ得テ」と書かれており、無謝金の救助種痘を始めたようである¹⁹⁾。このことは、県内のいくつかの在村医側の資料からも確認でき、例えば先ほど紹介した中島友玄の「種痘諸事留」にも「今般難波立愿救助種痘、各会議所江御達之義願上御聞届相済申候」という記載がみられる。なお、『種痘伝習録』にある参加医の名簿には中島友玄の娘婿の中島哲の名前が見られる。この活動はのちに「無謝金種痘勸善社」へと発展する²⁰⁾。

立愿による救助種痘・種痘勸善社の活動の規模はどうだったのであったのだろうか。

これら『種痘伝習録』明治14年版の巻末には岡山県内の備前・備中・美作の各所の種痘医、200名弱もの名前が書き記されており²¹⁾、岡山全县に渉る大規模な活動であったことは間違いない²²⁾。さらには山陽新報に掲載された1884(明治17)年4月21日の解社時の「無謝金種痘勸善社同盟有志諸君ニ報告ス」との稟告では²³⁾250余名とさらに数を増やしている。

先に言及した大野松齋の「種痘積善社」の発足については「續種痘辯疑」には次のようにある²⁴⁾。

明治十年八月東京府下種痘醫員四十餘名結社天然痘豫防法一層普及ノ良法ヲ設ケ府下億兆ノ衆嬰兒ヲ保護センコトヲ議リ本月十四日上申許可ヲ經テ種痘積善社ヲ創立ス

「種痘積善社」は1877(明治10)年9月14日の認可であり、規模は8月の出願時には種痘医40余名というのである。「積善社人名表」でも54名であったことを鑑みると²⁵⁾、「救助種痘」から「無謝金種痘勸善社」へと発展した難波立愿の活動

は、時期もはやく規模もこれを遙かに上回るものとなっている。

では、救助種痘・種痘勸善社と種痘積善社の立ち位置はどうだったのであったのだろうか。

東京府は新政府のお膝元であったことからか、施種所を設けるなど官の活動は積極的であった²⁶⁾。そのため、大野松斎の種痘積善社はどちらかというとうと東京府の活動を補完する立ち位置であったと推測される。

「續種痘辯疑」の明治10年9月27日の記載は次の通りである²⁷⁾。

施種券之儀ニ付願

今般御聞届相成候種痘積善社概則ニ準シ施種券ヲ製シ各區務所並有志之輩ニ配賦シ府下一般ノ貧民ニ授與シ無謝ニテ施行致度候間難形相添此段至急奉候也

東京府下の貧民に無謝の施種をするということであるが、さらに明治11年1月10日の記載には次のようにある²⁸⁾。

本府牛痘施種券所持之者當社員ニ於テ種痘致シ度儀ニ付願

先般伺濟ノ上牛痘普及ノ爲メ積善社相結各所へ種痘所相開キ逐々種痘方着手既ニ當社施種券頒布方ノ儀モ各區務所へ依頼及候處事業日未タ淺ク庶民貫徹致サス次第モ之レ有リ候ニ付當社施種券所持ノ者ノ外先般御府ニ於テ御發行相成候牛痘施種券持參ノ者當社員ニ於テモ施種致候様御許可相成度左候ハ、人民ノ信ニモ相關シ種接方一層行届可申當今天然痘流行ノ兆有之候ニ付此段至急奉候也

積善社の活動が「日未タ淺ク庶民貫徹致サス」なので、自分のところの種痘券だけではなく東京府の牛痘施種券でも種痘積善社で種痘する、というのである。どうやら、東京府の活動を補完する立ち位置であったようである。

これに対して立願による救助種痘・種痘勸善社

はどうだったのか。『種痘伝習録』にはそれを直接伺い知ることができる記述がほとんどないので、岡山県布達をみてみよう²⁹⁾。

現存する1875(明治8)年から1882(明治15)年の岡山県布達には「種痘」に関する通達が24件あるが³⁰⁾、不特定多数への種痘普及・啓蒙の通知、種痘表の書式、天然痘の発生状況についてが16件であり、残りのうち3件が難波立願・邦彦の種痘活動に関わるものであった³¹⁾。また1件は難波立敬(難波抱節(初代立願)の二男・立願の弟)の³²⁾、さらに1件が士族合田剛平と平民山田純蔵の無謝儀の救助種痘についてであるが³³⁾、この2人とおぼしき名前(合田剛平は合田剛のことと思われる)が「種痘伝習録」に記載されている。残る3件のうち、1件は種痘免状引換の通知³⁴⁾、1件は救助種痘医の名義の廃止と定額(一児三銭以下)による種痘について³⁵⁾、1件は定額(一児三銭以下)による種痘の廃止について³⁶⁾である。

岡山県布達からみても先にみた規模からみても、この時期の岡山の種痘活動は、立願による救助種痘・種痘勸善社が主役であったことを示している。ただし、立願と岡山県の間には、微妙な緊張関係が続くことになる。岡山県布達明治11年乙第87号には次のようにある³⁷⁾。

救助種痘醫ノ名義ヲ相廢シ一般種痘施術料一兒金三銭以下ト相定候…(中略)…但貧民無謝儀ニテ種痘相受度者ハ該村戸長ヨリ可申立事

早々に無謝儀による「救助種痘」を否定し大幅に値下げしつつも「定額ただし貧民には無料」という県の従来の方針に戻している(翌年に定額は廃止³⁸⁾)。これに対して立願の活動は「救助種痘」から「種痘勸善社」へと名前を変えることになるが、明治17年の解社まで「無謝金種痘勸善社」と「無謝金」であることを貫くこととなる³⁹⁾。

東京府において種痘積善社は府の活動を補完する立ち位置であったのに対し、岡山県において救助種痘・種痘勸善社の活動は主役となりつつも県との緊張関係が続いていったと推測されるのである。

「種痘醫タル者ハ其術ノ普及ヲ主トシ且務メテ 新鮮有力ノ痘苗ヲ得ンコトヲ要スヘシ」

(明治9年の種痘医規則)

ここまで、民間の医師側の複数の資料を掘り起こしつつ、明治初期から明治10年代前半の東京と岡山の種痘の状況を、特に大野松齋と難波立愿の動きを追いながらみてきた。

明治3年の種痘館規則から、明治4年の種痘局規則・明治5年の文部省布達第29号・明治7年の種痘規則へと、明治新政府の種痘に対する方針は、中央集権的な種痘統制から民間の医師宅での種痘や痘苗管理を認めるという方向へ転換がなされた。

東京の民間の医師においては、大野松齋らによる種痘積善社の活動があった。その活動は東京府の活動を補完する立ち位置であった。

これに対して岡山では、明治6年の県の布令とそれへの難波立愿の抵抗を経て、立愿の救助種痘・無謝金種痘勸善社の活動へと繋がっていく。その活動は主役となりつつも県との緊張関係が続いていった。

ここで注目したいのは、補完するにしても対立するにしても、明治10年代前半までの民間の種痘医たちは「自らの手で」種痘活動を行い得ていたということである。

たとえばここで、種痘苗という点からこのことを考えてみよう。

1874(明治7)年6月には東京に牛痘種継所が設立され、全国への痘苗の配布が行われるようになる。これは痘苗という医療資源の国家による管理のはじまりと捉えることもできる。しかしながらここで、明治7年の種痘規則と明治9年の種痘医規則における、種痘医の責務についての記述をみてみよう。

第五條 種痘醫タル者ハ其術ノ普及ヲ主トシ且
務メテ新鮮有力ノ痘苗ヲ得ンコトヲ要スヘシ

(明治7年の種痘規則)

第四條 種痘醫タル者ハ其術ノ普及ヲ主トシ且
務メテ新鮮有力ノ痘苗ヲ撰フヘシ

ここには、国ではなく種痘医の責務として、その技術の普及と痘苗の確保・選定が謳われていることに注目したい⁴⁰⁾。牛痘種継所が設立され、全国への痘苗の配布が行われるようになったというのに、これは一体どういうことであろうか。

もちろん牛痘種継所の開設は、それまでの痘苗の伝達・維持・継承に対する不安・問題の解消を目的としたものであった。そもそも、1849(嘉永2)年にモーニッケによって長崎に痘苗がもたらされて善感する以前にも、痘苗の日本への持ち込みに何度も失敗を重ねており、また国内における痘苗の伝達においても、植継ぎのための多くの子どもを連れての道中など数多くの苦勞話が伝わっている⁴¹⁾。医療資源である痘苗をいかにして質を保ちつつ継承するということが大問題であったのである。

その問題は、残念ながら明治7年の牛痘種継所の開設によって一気に解消はしなかった。

以前から用いられていたヒトの腕から腕へと植継ぐ人伝牛痘苗は、絶えず未痘児を確保せねばならないことや多くの者に種痘できないことや人伝を続けると発痘力が減弱することなどから、それを一旦牛に返した痘苗すなわち再帰牛痘苗が次第に用いられるようになり、牛痘種継所からはそれらが製苗さるようになった⁴²⁾。しかしながら、再帰牛痘苗はそれまで用いられていた人伝牛痘苗に比べて、発痘力が弱く保存性が低いこと、また量が十分ではなかったことなどがあり、一旦それを人伝してから種痘せざるを得ず⁴³⁾。人伝牛痘苗が全廃されるのは明治25年であったのである⁴⁴⁾。

すなわち、この時点ではまだ痘苗を「ヒトの腕から腕へと植継ぐ」という作業において、それぞれの地域の民間の種痘医たちの手が必要不可欠だったのである。

すなわち、少なくとも明治10年代前半までの時点では、民間の医師たちによる種痘システムがまだまだ有効であったともいえ、明治3年の種痘館規則から明治4年の種痘局規則・明治5年の文

部省布達第29号・明治7年の種痘規則への新政府の種痘に対する方針転換，そして種痘積善社や救助種痘・無謝金種痘勸善社の活動は，その傍証といえるのではないだろうか。

結 語

特に明治新政府は地方分権的な徳川幕藩体制から中央集権的な国家体制への脱皮を目指し同時に近代的な医療システムが整備されていったが故に，我々はどうしても近代主権国家日本という社会的・歴史的文脈と，近代的な医療システムとその誕生のそれとを同一視しがちである。しかしながら，明治初年から明治10年代前半までの種痘の状況から，必ずしもそうは言えないことが明らかになった。すなわち，病院・種痘所を拠点とした中央集権的なやり方＝明治3年の種痘規則は「早すぎた」のである。裏返していうと，次第に医学教育システムや医師免許制度が整い，また技術革新により当初はヒトの腕から腕へと種継いでいかなければならなかった痘苗の供給体制における問題点がひとつひとつクリアされ次第に整っていったことなどが，民間の医師による種痘システムからの脱却をはじめて可能にしたのではないだろうか。

このように考えると，種痘の受容と普及の歴史は，実際の医療の多面的を象徴しており，解明すべき問題が数多く残る，極めて豊かな医学史上の研究テーマであると筆者は確信している。

本稿の執筆にあたり，木下浩先生（長島愛生園学芸員・岡山大学医学部特任研究員），鈴木達彦先生（帝京平成大学薬学部准教授）から，多くのご助言・ご協力を賜りました。また，安井正文氏（岡山市・地方史研究家），順天堂大学医学部医史学研究室から多くの参考文献の閲覧の便を賜りました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

本研究はJSPS科研費19K00274，18K00930の助成を受けたものです。

注

- 1) 深瀬泰旦，明治初年の種痘状況，日本医史学雑誌 1976；22(4)：346-359
- 2) 福井県医師会，福井県医学史，福井：福井県医師

会；1968。p.262-279

土屋重朗，静岡県の医史と医家伝，東京：戸田書店；1973。p.315-320

青木大輔，宮城県衛生史，仙台：宮城県史刊行会；1960。p.181-183

小林郊人，下伊那医業史，下諏訪：甲陽書房；1953。p.58-62

群馬県医師会，群馬の医史，前橋：群馬県医師会；1958。p.293-298

川上 武，現代日本医療史，東京：勁草書房；1965。p.129-130

青木歳幸，在村蘭学の研究，京都：思文閣出版；1998。p.377,396-401

など

3) 山崎 佐，日本疫史及防疫史，東京：克誠堂書店；1931。p.297-311

4) 鈴木達彦，荻原通弘，種痘医 大野松齋の事績，日本医史学雑誌 2014；60(2)：213

日本医事新報臨時増刊号，近代名医一夕話，東京：日本医事新報社；1937。p.81-114

5) 坂本董野，續種痘辯疑（種痘弁疑，続），1879，1881，国会図書館，国会図書館デジタルコレクションコマ番号21-22

なお，以下「續種痘辯疑」「種痘諸事留」「種痘ニ關スル醫師ト県官ノ問答」などの原典からの引用は，極力原資料を模し，漢字は正字体・常用体の統一をしていない。

6) 岡山大学医学部創立百周年記念会，岡山大学医学部百年史，岡山：岡山大学医学部創立百周年記念会；1972。p.73

7) 註3前掲書

8) 浦上新一郎，和氣の医療史 通史編，備前：浦上新一郎；2002。p.80-84

9) 木下 浩，中島友玄と岡山県邑久郡における江戸末期から明治初期の種痘，中島医家資料館・中島文書研究会編，備前岡山の在村医 中島家の歴史，京都：思文閣出版；2015。p.96-110

10) 註9前掲書 p.108

11) 註5前掲書コマ番号22

12) 難波立憲，種痘ニ關スル醫師ト県官ノ問答，明治初年，岡山県立図書館蔵，吉岡三平所蔵（写），4丁裏（同書の書誌については註15を参照）

中島友玄，種痘諸事留，慶應元年，中島医家資料館蔵，16丁裏-17丁表

岡山県立記録資料館，岡山県立記録資料叢書2 岡山県史料二，岡山：岡山県立記録資料館；2007。p.194

13) 難波立憲，種痘ニ關スル難波氏譯本，明治初年，岡山県立図書館蔵，吉岡三平所蔵（写），15丁表（同書の書誌については註15を参照）

14) 岡山県立記録資料館，岡山県立記録資料叢書2 岡山県史料二，岡山：岡山県立記録資料館；2007。

- p. 153-154
- 15) 難波立愿. 種痘ニ関スル醫師ト県官ノ問答. 明治初年. 岡山県立図書館蔵. 吉岡三平所蔵(写).
- 岡山県立図書館に所蔵されている「種痘ニ関スル醫師ト県官ノ問答」という標題がついた文書であり、岡山県による種痘統制について、難波立愿と岡山県の間で行われた、1873(明治6)年9月から翌3月までのやり取り(文書群)の書写資料である。
- なお、岡山県立図書館の書誌情報では「種痘ニ関スル醫師ト県官ノ問答/種痘ニ関スル難波氏訳本」とタイトルがついた資料が2つあるが(2020年9月時点)同一のものではなく、一方の巻頭の書名は「願書并縣廳御指令及縣官應答手續書」となっており本稿で紹介しているものである。もう一方の巻頭の書名は「邱浩川引痘略」となっておりその内容は「邱浩川引痘略」の書写に加え巻末に1873(明治6)年の「種痘規則書」の書写がある註13の資料である。
- なお「種痘ニ関スル醫師ト県官ノ問答」については、2021年春頃に他稿で全文の翻刻を公開予定である。
- 16) 註1 前掲書
- 17) 山崎 佐. 医療規約研究. 東京: 日本医師協会事務所; 1931. p. 11-18
- 18) 難波立愿. 救助種痘普及仕度御願. 1876. 中島医家資料館蔵.
- 19) 難波立愿. 種痘伝習録. 1876. 津山洋学資料館蔵. 附録
- なお、国会図書館蔵の1876(明治9)年版には附録はない。
- 20) 難波立愿. 種痘伝習録. 1881. 国会図書館. 国会図書館デジタルコレクションコマ番号 18~20
- 21) 註20 前掲書
- 22) 香西豊子. 積善陰徳の倫理と公衆衛生. 啓迪 2020; 34: 1-11
- 23) 無謝金種痘勸善社同盟有志諸君ニ報告ス
- 今度岡山縣御廳へ解社ノ御届書上申如左先年無謝金種痘勸善社御許可ヲ得テ結社シ醫員同志貳百五十餘名ニ及フ近来人民亦牛痘預防ノ完全ニシテ人生ニ大益アルヲ悟ルナリ乃是 天朝御至仁ノ波及スル所殆ント縣下天然痘ヲ患ウル者ナキニ至ル於是乎立愿之志願達セリ既ニ勸善ヲ要セサルナリ依之今度解社仕候此段御届申上候也
- 明治十七年四月廿一日
- 岡山區天瀬住難波立愿
- (山陽新報. 岡山: 山陽新報社; 1884. 山陽新報第1487号(明治17年4月25日))
- 24) 註5 前掲書コマ番号 23
- 25) 註5 前掲書コマ番号 31
- 26) 註3 前掲書 p. 297-378
- 27) 註5 前掲書コマ番号 25
- 28) 註5 前掲書コマ番号 26
- 29) 岡山県立記録資料館所蔵ならびに安井正文所蔵の「岡山県布達」を確認している(2020年9月時点). なお、安井正文所蔵の「岡山県布達」の冊子には「岡山県衛生課報告」(明治13年~)も綴じ込まれているが、これは本稿では岡山県布達には含めていない(衛生課報告では同県・近隣他府県の天然痘の発生状況についてのみ記述されている).
- 30) 岡山県. 岡山県布達; 明治9年乙第28号, 明治9年乙第50号, 明治9年乙第51号, 明治9年乙第70号, 明治9年乙第104号, 明治9年乙第106号, 明治9年乙第108号, 明治10年甲第38号, 明治10年丙第56号, 明治10年丙第68号, 明治11年甲第65号, 明治11年乙第39号, 明治11年乙第87号, 明治11年乙第171号, 明治12年甲第23号, 明治12年甲第28号, 明治12年甲第30号, 明治12年甲第65号, 明治14年甲第119号, 明治14年乙第26号, 明治14年乙第47号, 明治14年丁第10号, 明治14年丁第36号, 明治15年告示第198号
- 31) 岡山県. 岡山県布達; 明治9年乙第28号
- (難波邦彦(立愿の子)の県内出張種痘についての通知である)
- 岡山県. 岡山県布達; 明治9年乙第50号
- (「本年二月乙第廿八號達書之他種痘醫員ヨリ協議有之節ハ……」とある。「本年二月乙第廿八號」とは明治9年乙第28号のことである)
- 岡山県. 岡山県布達; 明治10年丙第56号
- (明治9年1月に難波立愿から出願された無謝金救助種痘についての通知である)
- 32) 岡山県. 岡山県布達; 明治9年乙第51号
- 33) 岡山県. 岡山県布達; 明治9年乙第106号
- 34) 岡山県. 岡山県布達; 明治10年丙第68号
- 35) 岡山県. 岡山県布達; 明治11年乙第87号
- 36) 岡山県. 岡山県布達; 明治11年乙第171号
- 37) 註35 前掲書
- 38) 註36 前掲書
- 39) 註23 前掲書
- 40) ちなみに、明治18年の種痘規則では同等の条文自体が消失している。
- 41) 註2 前掲書(福井県医学史) p. 175-178
- 42) 添川正夫. 日本痘苗史序説. 東京: 近代出版; 1987. p. 81-85
- 43) 註42 前掲書 p. 84-85
- 善那氏種痘発明百年記念会. 善那氏種痘発明百年記念報告書. 東京; 1897. p. 54-55
- 44) 註42 前掲書 p. 91

Research on Smallpox Vaccination in the Meiji Era: *Shuto-Sekizen-sha*, Which Complemented Tokyo's Vaccination Efforts and *Shuto-Kanzen-sha*, Which Was in Conflict with Okayama's Efforts

Noriaki MATSUMURA

Department of Nursing, Faculty of Human Care, Teikyo Heisei University /
Department of Medical History, Juntendo University Graduate School of Medicine

“*Shutokan-Kisoku* (Regulations of the Institute of Smallpox Vaccination)” (1870) indicates the government's policy of controlling the qualifications and places of administering smallpox vaccination. On the other hand, in the following year's “*Shutokyoku-Kisoku* (Regulations of the Bureau of Smallpox Vaccination)” (1871), the controls were relaxed, and the mastering of vaccination skills and the administering vaccinations at home were permitted. This was a major policy shift by the Meiji government. By examining the related materials of *Namba Ryugen* and *Ohno Shosai* and the activities of *Shuto-Sekizen-sha* in Tokyo and *Shuto-Kanzen-sha* in Okayama, it became clear that the conventional system of smallpox vaccination that had been used since the Edo period played an important role at least until around 1882.

Key words: Smallpox Vaccination in the Meiji Era, *Shuto-Sekizen-sha*, *Ohno Shosai*, *Shuto-Kanzen-sha*, *Namba Ryugen*